

10 特別職の報酬などの状況(令和2年4月1日現在)

区分		給料月額など	
給料	市長	466,500円	※行田市長の給与の特例に関する条例により、100の50に相当する額を減額しています。
	副市長	780,000円	
報酬	議長	482,000円	議長
	副議長	429,000円	
期末手当	市長	(令和元年度支給割合)	
	副市長	4.3月分	4.3月分
	議長	4.3月分	4.3月分
退職手当	市長	(令和元年度支給割合)	
	副市長	4.1月分	4.1月分
	議長	4.1月分	4.1月分
退職手当	市長	(算定方法)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×40/100	任期ごと
	議長	給料月額×在職月数×30/100	任期ごと

11 人口1万人当たりの職員数(令和2年4月1日現在)

行田市	67.5人	県内市平均	70.0人
-----	-------	-------	-------

※県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は50.7人、最も多い市は115.8人となり、行田市は最少市から数え25番目に位置しています。

12 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分		対前年増減数
	平成31年	令和2年	
一般行政部門	346人	344人	△2人
特別行政部門(教育・消防)	182人	160人	△22人
普通会計の計	528人	504人	△14人
公営企業等会計部門(水道・下水道・その他)	42人	42人	0人
合計	570人	546人	△24人

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

## 感染防止対策にスマートフォンやパソコンで確定申告しませんか

給与所得者や公的年金受給者などは、スマートフォンやパソコンで確定申告書を作成し、e-Taxで確定申告をすることで、混雑する確定申告会場へ出向く必要がなくなります。

このたび、申告時に必要なID・パスワードを発行します。なお、発行にかかる時間は5分程度です。

- ▶日時 12月9日(水)午前10時～午後4時、10日(木)午後1時～4時
- ▶場所 市役所正面玄関ロビー
- ▶持ち物 本人確認書類(運転免許証などの顔写真付きの公的な身分証明書)
- ▶その他 ID・パスワードの発行は、来庁される本人のみとなります。代理での発行はできません。
- ▶問い合わせ 行田税務署 ☎556—2121

## 埼玉県最低賃金が改定されました

10月1日から埼玉県最低賃金は時間額928円(引き上げ額2円)となります。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり928円以上かどうか必ず確認しましょう。なお、一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。

▶問い合わせ 埼玉労働局労働基準部賃金室 ☎048—600—6205 または行田労働基準監督署 ☎556—4195

## 人事異動(課長級以上の職員)

●異動 令和2年10月1日付

【部次長】

▶市民生活部次長 岡戸章子(市民生活部次長兼地域づくり支援課長兼消費生活センター長)

【課長・副参事・幹】

▶市民生活部地域づくり支援課長兼消費生活センター長 風間重文((教)生涯学習部教育文化センター所長兼中央公民館長) ▶環境経済部副参事 金子政好(環境経済部副参事(新ごみ処理施設建設準備担当)) ▶(教)生涯学習部ひとつくり支援課長兼スポーツ振興課長 野口啓司((教)生涯学習部ひとつくり支援課長) ▶(教)生涯学習部教育文化センター所長兼中央公民館長 杉山孝義((教)生涯学習部スポーツ振興課長)

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

## 税務課会計年度任用職員を募集します

▶雇用期間 令和3年1月12日(火)～3月19日(金)  
▶勤務時間 午前8時30分～午後5時(休憩1時間、月～金曜日の週5日勤務)

▶勤務場所 税務課  
▶業務内容 市・県民税(住民税)などの課税事務の補助(書類整理や簡単なパソコン操作など)

▶募集人数 5人  
▶時給 938円  
▶選考方法 面接の上、選考します。  
▶面接日 12月11日(金)  
▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、12月4日(金)までに税務課に持参してください。  
▶問い合わせ 同課市民税担当(内線231・232)

# 市職員の給与などを公表します

市職員の給与・職員数について、常に適正化を図っています。このたび、平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(令和元年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
令和元年度	80,506人	千円 26,788,532	千円 818,600	千円 4,514,100	16.8%

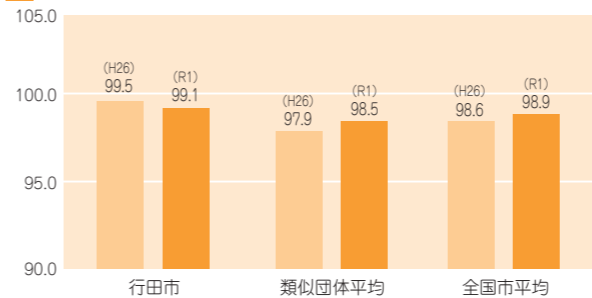
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

2 職員給与費の状況

区分	職員数A	給与費				1人当たりの給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
令和2年度	(447人) 517人	千円 1,975,512	千円 461,236	千円 872,851	千円 3,309,599	千円 6,401

※職員数および給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計に係るものは含まれません。また、職員手当には退職手当を含みません。なお、( )は再任用職員および会計年度任用職員のうち、短時間勤務職員に係る数値の外書きです。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	40.2歳	312,629円	419,073円
埼玉県	42.4歳	320,608円	419,166円
国	43.4歳	329,433円	411,123円
類似団体	41.7歳	314,447円	350,443円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	56.6歳	353,975円	467,486円
埼玉県	55.8歳	350,412円	412,602円
国	50.9歳	287,312円	329,380円
類似団体	51.3歳	306,370円	322,403円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さない全ての職員をいいます。  
※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

5 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分	行田市	埼玉県	国
一般 大学卒	188,700円	188,700円	182,200円
行政職 高校卒	154,900円	154,900円	150,600円

6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 大学卒	289,940円	325,778円	359,400円
行政職 高校卒	241,350円	278,800円	303,900円

※経験年数とは、採用後の年数をいいます。

7 行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	主査	主幹	課長副参事幹	次長	部長参事	
職員数	46人	125人	138人	78人	76人	52人	15人	13人	543人
構成比	8.5%	23.0%	25.3%	14.4%	14.0%	9.6%	2.8%	2.4%	100.0%

※市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、労務職員を含みません。  
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職種です。

8 期末手当・勤勉手当

行田市		国	
(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.9月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.9月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置		職制上の段階、職務の級などによる加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%	

※( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

9 退職手当(令和2年4月1日現在)

行田市			国		
(支給率)	自己都合	勲褒・定年	(支給率)	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)		

※国の定年前早期退職特例措置において、定年前1年以内の者については2%の加算となります。